

議案第 15 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「公務災害補償」を「消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）に係る公務災害補償」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定めるところによる」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「政令」という。）第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定による額とする」に改め、同項各号並びに同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 条中「、当該消防団員等に対して」を削り、「行ない」を「行い」に改める。

第 8 条中「当該消防団員等に対し」を「市は、休業補償として」に改め、「、1 日」を削る。

第8条の2第1項中「、傷病補償年金として、当該消防団員等に対して」を削り、「別表第2に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「傷病補償年金」に改め、同項第2号中「身体障害」を「障害」に、「別表第2」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第1」に、「障害の等級」を「傷病等級（以下「傷病等級」という。）」に改め、同条第3項中「身体障害」を「障害」に改め、「別表第2中の」を削り、「障害の等級」を「傷病等級」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第1級 313倍

(2) 第2級 277倍

(3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、省令別表第2に定める第1級から第14級までの障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存するとき、市は、障害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「身体障害」を「障害」に改め、「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「身体

障害のある」を「障害のある」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害が」を「障害が」に、「身体障害の程度」を「障害の程度」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「別表第3に定める」を「障害等級の」に、「身体障害に該当しない身体の」を「障害として定められていない」に、「同表に定める各等級の身体障害」を「障害等級の各等級の障害」に、「同表に定める当該等級の身体障害」を「当該障害等級の障害」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「身体障害」を「障害」に、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「身体障害」を「障害」に、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「身体障害が」を「障害が」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害に応ずる等級」を「障害に応ずる障害等級」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 障害補償年金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

3 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍

- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

第9条の2第1項中「別表第4障害の欄に定める」を「省令別表第3に定める程度の」に改め、「、当該消防団員等に対して」を削り、「次項に」を「政令第6条の2第1項に規定する総務大臣が」に改め、同項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第2項中「ものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」及び各号を削る。

第11条第1項第4号中「身体に別表第3の等級の第7級以上に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態」を「省令第5条に規定する障害の状態（以下「特定障害状態」という。）」に改める。

第12条第1項第1号中「前条第1項第4号に規定する状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号中「前条第1項第4号に規定する状態」を「特定障害状態」に改める。

第12条の2第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号に規定する状態」を「特定障害状態」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の6第1項第2号中「第11条第1項第4号に規定する状態」を「特

定障害状態」に改める。

第13条の2中「こう水」を「洪水」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第2項若しくは第3項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「等級に該当する障害」を「傷病等級に該当する障害」に改め、「同表に定める」及び「別表第3に定める」を削り、「等級に該当する身体障害」を「障害等級に該当する障害」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害が」を「障害が」に、「掲げる障害の等級」を「掲げる障害等級」に、「身体障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害が」を「障害が」に、「掲げる障害の等級」を「掲げる障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第4項中「係る障害の等級」を「係る障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害が」を「障害が」に改める。

附則第3条第6項中「（附則第3条の2第2項」を「（附則第3条の2第1項」に、「当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ附則第3条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）」を「60歳」に、「支給停止解除年齢に」を「60歳に」に、「附則第3条の2第4項本文」を「附則第3条の2第3項本文」に改める。

附則第3条の2第1項を削り、同条第2項中「次の表の左欄に掲げる期間に」を「当分の間、」に、「同表の中欄に掲げる年齢」を「55歳以上60歳未満」に、「第11条第1項第4号に規定する」を「特定障害状態にある」に改め、

「（前項において読み替えられる場合を含む。）」を削り、「附則第3条の2第2項」を「附則第3条の2第1項」に、「当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に、「の一」を「のいずれか」に改め、同項の表を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「（第1項において読み替えられる場合を含む。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に、「同項の表の右欄に掲げる年齢」を「60歳」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項」を「第1項」に、「附則第3条の2第3項」を「附則第3条の2第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第1項第2号の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

傷病補償年金、障害補償及び介護補償に係る障害の区分並びに補償基礎額及び介護補償の額について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等を引用し規定することとすること等のため、この条例を制定するものである。